

福津市自立支援型 地域ケア会議マニュアル

(令和7年4月改訂版)

福津市

はじめに

福津市では、介護保険法第115条の48に基づき、高齢者の自立支援及びQOL（＝生活の質）向上を目指し、個別のケアプランについて多職種の専門職が検討を行う「自立支援型地域ケア会議」を平成28年度から開催しています。福津市における自立支援型地域ケア会議は、多職種の視点からのアドバイスや、介護サービスと地域資源を適切に組み合わせることによる、自立支援に質するケアマネジメントの支援を行い、個別課題の検討や地域課題の抽出を行うとともに、関係機関の更なるネットワーク強化を図り、高齢者がその人らしい生活を送れるような支援を検討します。

このマニュアルは福津市で行う自立支援型地域ケア会議に関し必要な事項を定め、多職種の理解と協力を得て運営するために、平成27年度に初版を作成しました。その後、市の要支援者・要介護者数の推移や、ケース検討を重ねる中で見えてきた運営上の課題に対応するため、開催回数の増加、対象ケースの拡大、振り返り報告の実施等、随時、会議の充実を図っており、マニュアルについても柔軟に改正を行っております。

「自立支援型地域ケア会議」では、多職種の専門職が高齢者一人一人の支援方法を検討しますが、会議単体で完結するものではなく、地域課題の発見や多職種のネットワーク構築、さらには地域資源の開発や政策形成につなげていく役割をもっています。今後も高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、自立支援・重度化防止に向け、地域の介護支援専門員を支援するため会議の充実を図っていきます。

令和7年4月

目次

1	地域ケア会議の目的と機能	2
2	福津市における地域ケア会議の名称と定義	3
3	自立支援型地域ケア会議の運営について	4
	(1) 開催目的	4
	(2) 介護保険制度の理念	4
	(3) 地域包括ケアシステム	5
	(4) 対象とするケース	7
	(5) 参加者	7
	(6) 助言者に期待すること（役割）	8
	(7) 開催頻度および開催時間帯	9
	(8) 会議開催までの流れ	9
	(9) 会議当日の流れ	9
	(10) 会議に使用する書類様式等について	10
	(11) 個人情報の取り扱いについて	10
	(12) 会議開催後について	10

【別冊】

福津市自立支援型地域ケア会議マニュアル 資料編

1 地域ケア会議の目的と機能

地域ケア会議は、介護保険法に「地域支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議」で、「会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うもの」と定義されています。

また「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知）では、地域ケア会議の機能を下記の通り明示しています。

「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋

（平成18年10月18日厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知 平成30年5月10日最終改正）

4 事業内容

（1）包括的支援事業

省 略

（2）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

省 略

（3）地域ケア会議の実施

①地域ケア会議の目的

省 略

② 地域ケア会議の機能

ア個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能

イ地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

ウ地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

エ地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

オ政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域の課題を明らかにし、その課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等により解決していくことで地域包括ケアを推進し、地域における尊厳あるその人らしい生活の継続を実現することを目的としています。

2 福津市における地域ケア会議の名称と定義

前述の通知「地域包括支援センターの設置運営について」では、会議の目的・機能に応じて主催者や名称を設定することが考えられる、とされており、福津市における地域ケア会議の名称や定義は次の通りとします。

(1) 自立支援型地域ケア会議

福津市・福津市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が主催。専門多職種が連携して自立支援に資するケアマネジメントを支援し、個別課題の検討や地域課題の抽出を行います。また、関係機関と地域資源のネットワークを強化し、介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援および生活の質（QOL）の向上を目指すための会議。

(2) 自立支援型地域ケア会議C

通所型サービスC・訪問型サービスCのサービス担当者会議と同時開催の地域ケア会議。メリットとして、本人や家族の状態を直接見ながら、本人に関わる専門職により自立支援に資する助言を行える点と、参加者が絞られるためコロナ禍でも実施できる点が挙げられます。

(3) 地域ケア個別会議

センターが主催。検討する個別ケースに応じて行政職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の多様な視点で検討し、個別の課題の解決を目指す会議。例えば、以下のような個別のケースを想定。

- ①支援者が困難を感じている
- ②支援が必要だと判断されるがサービスにつながないケース
- ③高齢者部門だけでは解決が困難な複合的な課題を抱えるケース
- ④医療依存度が高いなど関係機関の調整が困難なケース

(4) 地域ケア推進会議

福津市主催。自立支援型地域ケア会議や地域ケア個別会議、その他さまざまな業務等の中から見えてくる地域課題を明確化し、課題解決のために地域づくりや市の施策にどのように反映させるかを検討するための会議。

3 自立支援型地域ケア会議の運営について

(1) 開催目的

法の理念に基づく高齢者の自立支援に資するケアマネジメントに向けて、専門多職種と介護支援専門員、サービス提供事業所等が協働で検討を行い、本人の有する能力の維持・向上をはかり自立した生活を営むための支援を充実させることを目的とします。またこの会議を通して、市民、利用者、専門多職種等の規範的統合を図り、地域包括ケアを深化・推進させることも目的の一つです。

(2) 介護保険制度の理念

訪問介護や通所介護などの介護保険サービスは、今や介護が必要な方にとっては欠かせないものとなりました。しかし、むやみに介護保険サービスを利用することはよくないことであるとされています。これは、介護保険サービスを過剰に利用し続けることにより、もともと自分で出来ていたことができなくなるなど、自身の能力低下の原因になることがあるためです。

介護保険は、自分ではできなくなったことをしてあげるサービスではなく、元のように自分でできるようになることを支援する「自立支援・重度化防止」に軸足を置いています。したがって、本人の“有する能力”に応じた望ましい姿で、いつまでも健康で自立した生活を送るためには、介護保険サービスを計画的に利用することが重要となります。

介護保険法の理念

第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、（中略）、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 第二項（介護保険）

前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

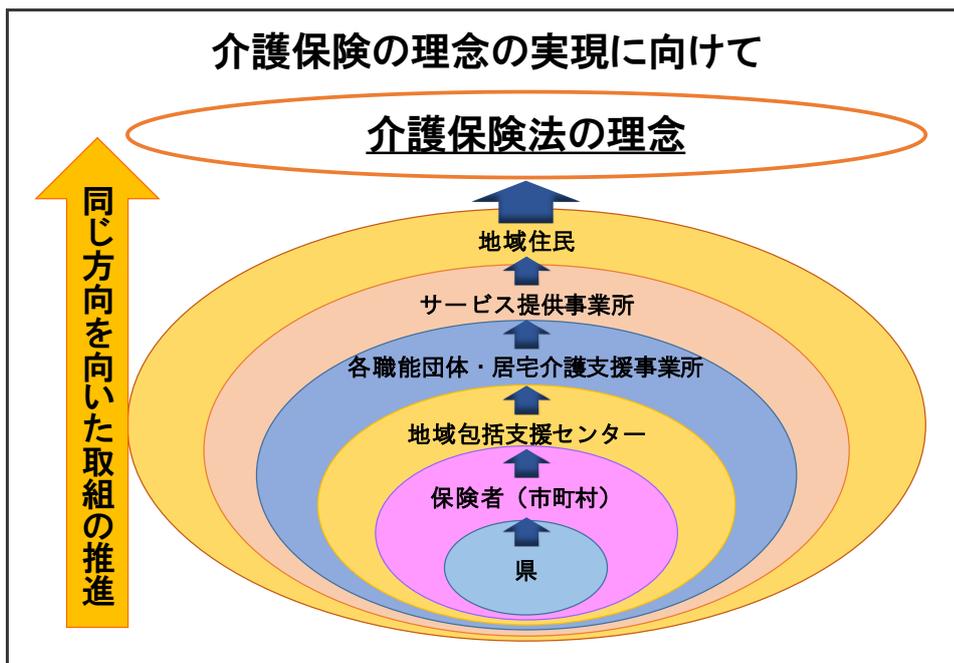
第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、（中略）常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

※「自立支援」と「重度化防止」とは

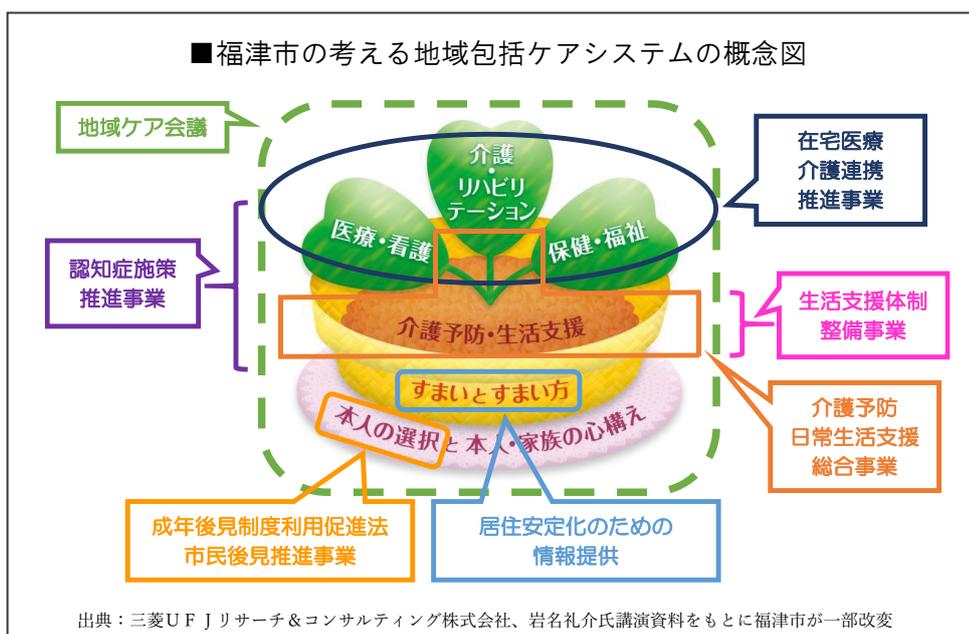
自立支援…してあげるではなく、自分の意思や力で生活できるように、本人の能力を引き出し、本人がすること支援することをいいます。

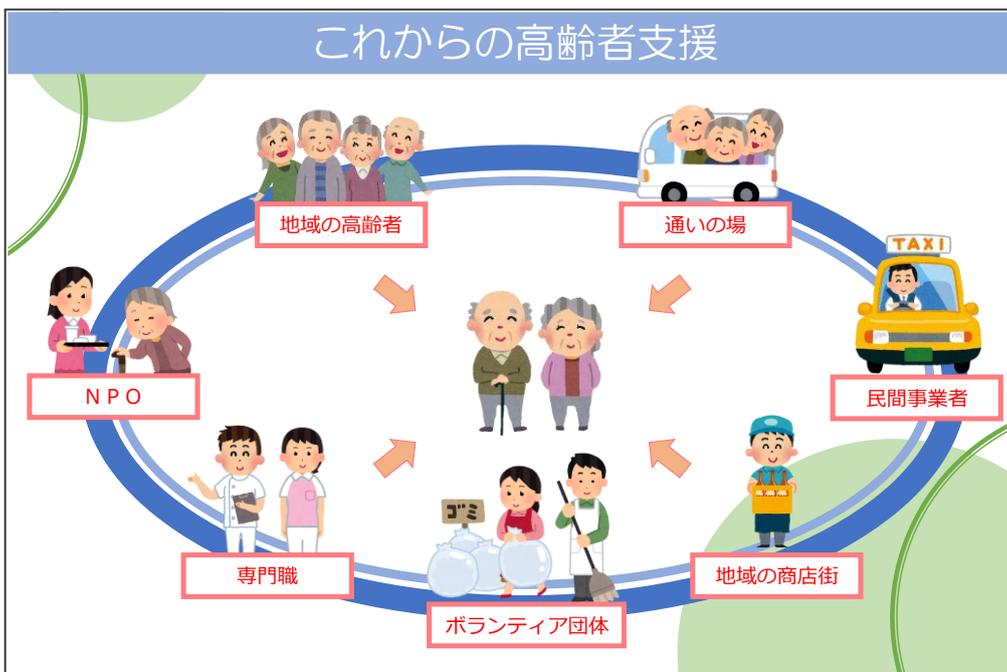
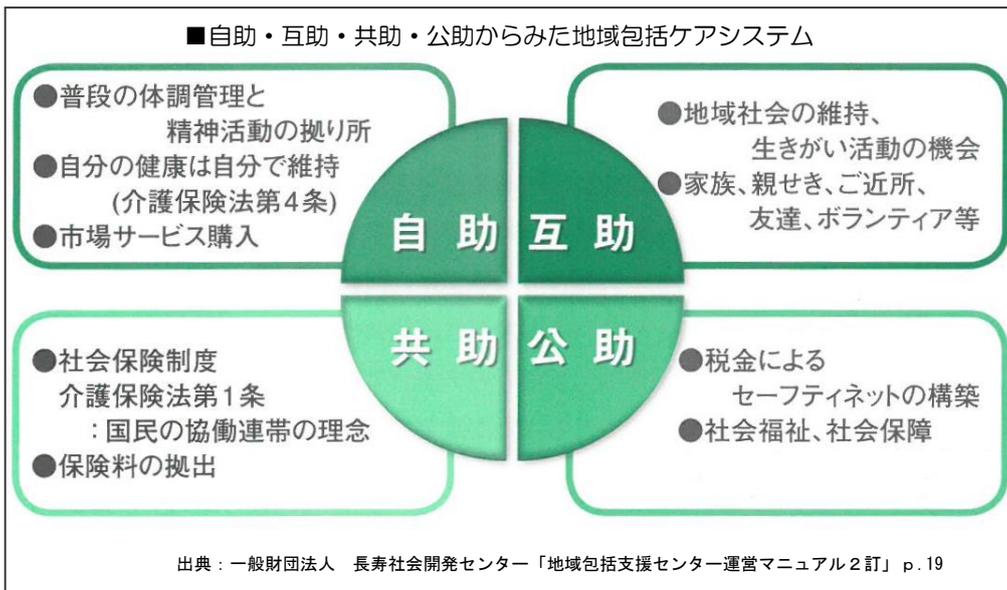
重度化防止…心身の機能を保ちながら、本人の「よくなりたい」という気持ちを引き出し、生活の維持と介護の軽減を図ることをいいます。



(3) 地域包括ケアシステム

市では、厚生労働省が示す地域包括ケアシステムの構成要素を植木鉢に例えた概念図について、それぞれの要素が下図のように各施策に対応すると考えています。「専門職によるサービス」である葉の部分、その葉を支えるのは「すまい」を基本とした「介護予防や生活支援」である土と鉢であり、その鉢が置いてあるのは「本人の選択と本人・家族の心構え」である皿です。それぞれの施策は、地域住民を中心に互いに関係を持ちながら、全体として地域包括ケアシステムの推進・深化を目指していくものです。市で暮らす全ての人が、医療や介護、住まいや住宅支援などに関する十分な情報を得て、自らの意思決定のもと自分らしく安心して生活できるよう、地域包括ケアの仕組みづくりに取り組んでいきます。





地域包括ケアシステムとは

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

第2条

地域包括ケアが目指すもの

地域の实情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、

医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

地域包括ケアの定義

(4) 対象とするケース

下記の要件に当てはまるケースを対象とします。

なお、原則として同一世帯に予防給付・総合事業と介護給付の利用者がいる場合は、同一の会議日に開催できるように調整を図ります。

要件
①総合事業対象者、要支援1～2、要介護1～2のケアプランのうち、自立支援又は重度化防止に資するプラン ※新規ケアプランもしくは初回作成から1年以内のケアプランを優先すること。
②総合事業ケアプランのうち、短期集中型サービスを利用するケース
③要支援1～2、要介護1の利用者で、住宅改修（申請額5万円以上）又は福祉用具購入（利用予定額5万円以上）を利用するケース ※センターの理学療法士による状況確認等を行ったケースは対象としない。
④要介護1～5の利用者で、国が示した基準回数を超えて訪問介護（生活援助中心型）を利用しているケース
⑤その他、市・センター・介護支援専門員が必要と認めるケース

通常開催する会議では①のケースを検討する。②～⑤については、ケースが発生次第会議で検討するものとする。

(5) 参加者

参加範囲	参加者
全ケース	市高齢者サービス課 福津市地域包括支援センター 助言者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師、保健師、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターの中で調整）
担当ケース	ケアマネジメント担当者 サービス提供事業者
必要に応じて参加	かかりつけ医、健康づくり部門に所属する保健師、障害福祉部門の相談支援員等の保健、医療、福祉の専門職など上記以外の必要と認められるもの

(6) 助言者に期待すること（役割）

- ・自らの専門性のもとに、自立を阻害する要因がどこにあるかを明確にする。
- ・予後予測をふまえた助言を行う。
- ・要点を絞って、箇条的に発言する。
- ・要介護（要支援）認定に囚われず、本人の“有する能力”に応じた自立に向けた助言を行う。

職種	専門職としての視点など
理学療法士 作業療法士	① 医療機関に確認すべき事項の有無と内容の確認 ② 廃用症候群の予防・改善のために必要な助言 ③ 転倒リスクの見極めと改善策への提案 ④ 運動、機能訓練の具体的内容およびリスクに関する助言 ⑤ 生活機能を向上させるために環境改善へ向けた視点 ※1 理学療法士は、主に生活上の動作 ※2 作業療法士は、主に生活上の応用動作および精神・認知機能障害等
言語聴覚士	① 言語障害（失語症・構音障害など）に有効なコミュニケーション方法についての助言 ② 聴覚障害（疑）のスクリーニングおよび日常生活における対応方法についての助言 ③ 認知症や高次脳機能障害への対応方法についての助言 ④ 誤嚥性肺炎の予防についての助言 ⑤ 摂食・咀嚼・嚥下機能障害への対応方法についての助言
歯科衛生士	① 介護予防の視点からの口の働きを維持するための助言 ② 口腔ケアの必要性和方法 ③ 誤嚥性肺炎の予防についての助言 ④ 摂食・咀嚼・嚥下機能障害への対応方法についての助言
管理栄養士	① 生活習慣病予防および悪化防止の観点からの助言 ② 食事の仕方、調理の仕方、素材の選択の仕方がわかる助言 ③ 栄養改善指導が必要なケースかどうかのスクリーニング
薬剤師	① 疾患の主な症状と留意点に関する助言 ② 服薬管理の方法 ③ 主治医への相談が必要なケースのスクリーニング
主任介護支援 専門員	① 本人の目標とすることを、できるようにする視点からの助言 ② してあげるではなく、本人の能力を引き出す視点からの助言 ③ 本人の意欲を引き出すアセスメント方法についての助言
生活支援 コーディネーター	① 地域で本人が活動できる場の提案 ② インフォーマルな地域資源活用についての助言

(7) 開催頻度および開催時間帯

毎月2回、平日昼間に開催する。

1ケースあたり30～40分程度、1日に2～3件程度の検討を実施する。

(8) 会議開催までの流れ

別冊 福津市自立支援型地域ケア会議マニュアル【資料編】の各フローを参照。

(9) 会議当日の流れ

	項目	目安時間	ポイント
13:50	助言者集合		●受付で検温し、検温記録表及び個人情報の守秘にかかる宣誓書を記入する
	資料の読み込み		●司会者はポイントを絞って資料に目を通し、おおよその状態像をイメージする ●参加者・助言者は自らの専門分野を中心に確認する
14:00	事例検討（1事例目 14:00～、2事例目 14:45～、3事例目 15:30～）		
	①ケアマネジメント（予定）者からの概要説明	約3分	●現在の状態（生活機能の低下）に至った個人因子・環境因子を簡潔に説明（自立を阻害している背景を洞察する） ●現在の状態に至った経緯、利用者の総合的な課題と判断した根拠、助言を頂きたい内容について説明
	②サービス提供事業所からの提供サービスの概要説明	約2分	●サービス提供（予定）事業所から、提供（予定）サービス計画・内容について説明
	③コーディネーターからの課題の焦点化	約2分	●課題の焦点化と共有を行う
	④全参加者からの質問	約10分	●事例検討ではなく、ケース調整で「いかに実行性のあるケアプラン、サービス計画にするか」を意識する
	⑤全参加者からの意見	約10分	※質問や意見は要点を絞って箇条的に行う
	⑥まとめ	約3分	●予後予測の確認 ●どの課題に、どのようなサポートがあれば自立につながるかに焦点を絞り、意見をまとめ、ケアマネジメント担当者やサービス提供事業所が当面行う必要がある課題を確認する

(参考：月刊ケアマネジメント 2012.8月号地域ケア会議における司会進行の流れ一部改編)

(10) 会議に使用する書類様式等について

別冊 福津市自立支援型地域ケア会議マニュアル【資料編】の様式集を参照。

(11) 個人情報の取り扱いについて

上記(8)に規定した様式に含まれる個人情報については、対象者が真に利用可能な社会資源を活用し、介護予防の効果を十分に得ることができる会議とするため、すべて開示して行う。

については、対象者本人には介護予防支援契約締結時または事業利用申請時に当該会議について説明をするとともに、個人情報の使用について同意を得ることとする。

また、会議の参加者については、介護保険法第115条の48の新設により資料・情報の提供に協力するよう求められており、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはならないと規定されていることを周知し、個人情報の遺漏がないよう注意を喚起する。

(12) 会議開催後について

地域包括支援センター、ケアマネジメント担当者およびサービス提供事業所が協力して、会議での助言内容をケアマネジメントに反映する。ケアマネジメントへの反映が難しいなどの課題が生じた場合には、再度、本会議に提出するなどの対応を行う。

市および地域包括支援センターは、定期的に助言者を交えて、会議の今後の方向性や運営方法、地域課題の抽出・解決へ向けての検討を行う。

福津市 健康福祉部 高齢者サービス課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1

電話 0940-43-8191

Fax 0940-34-3881

Email koreisha@city.fukutsu.lg.jp